第三章第五節中第二十六条の前に次の一条を加える。

（特定動物の飼養及び保管の禁止）

第二十五条の二　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

第二十六条第一項中「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）」を「動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物」に改め、同項ただし書を削る。

第二十七条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。

第二十八条第一項中「又は第四号」を削り、同条第三項中「若しくは第三号」を削る。

第二十九条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

第二十九条第二号中「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第二十七条第一項第二号ハ」を「第二十七条第一項第三号ハ」に改める。

第三章第六節の節名を削る。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十五条第三項中「第一項本文及び前項」を「前二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項中「するように努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条の次に次の章名及び二条を加える。

第四章の二　動物愛護管理センター等

（動物愛護管理センター）

第三十七条の二　都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。

一　第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

二　動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。

三　特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

四　犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五　動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

六　その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

（動物愛護管理担当職員）

第三十七条の三　都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2　指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3　動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第三十八条第一項中「ことができる」を「よう努めるものとする」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3　前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

第四十一条の二中「ときは」の下に「、遅滞なく」を加え、「通報するよう努めなければ」を「通報しなければ」に改める。

第四十一条の四中「動物愛護担当職員」を「動物愛護管理担当職員」に改め、「部局と」の下に「畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局と」を、「都道府県警察」の下に「及び民間団体と」を、「資する研修の実施」の下に「、地域における犬、猫等の動物の適切な管理」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体に対する財政上の措置）

第四十一条の五　国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四十三条中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一項第二号」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に改める。

第四十四条第一項中「二年」を「五年」に、「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「対し」の下に「、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること」を加え、「酷使し、又は」を「酷使し」に、「拘束する」を「拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管する」に改め、「者は」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同条第三項中「者は」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第四十五条第一号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改め、「許可を受けないで」を削り、同条第三号中「又は第四号」を削る。

第四十六条第四号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項、第二十四条の二第二項」に改める。

第四十六条の二中「第二十五条第二項又は第三項」を「第二十五条第三項又は第四項」に改める。

第四十七条第一号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同条第二号中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同条第三号中「第二十四条の四第一項」に、「又は」を「、第二十四条の二第三項若しくは」に改め、同条第四号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二　第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条中「第四十四条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条第二号中「前三条」を「第四十六条から前条まで」に改める。

第四十九条第一号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十二条の六第二項」を「第二十一条の五第二項」に改め、同条第二号中「第二十二条の六第一項」を「第二十一条の五第一項（第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。